

令和3年第2回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(追加発送議案)

資料4

| | | ページ |
|---|---|-----|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について 健康福祉部 【第74号議案関係】 | P.2 |
| 2 | 低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ふた 子ども未来創造局 り親等世帯分）の支給について 【第74号議案関係】 | P.4 |

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金について

健康福祉部 生活援護室

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の長期化する中で、総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯や総合支援資金の再貸付を不承認とされた世帯に対し、国の全額負担により、単身世帯に6万円、2人世帯に8万円、3人以上世帯に10万円(最大3ヶ月間)を新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金として支給します。
- ◆ 対象者は、収入・資産・求職等の要件を全て満たすかたです。
- ◆ 今般、令和3年5月28日付けで厚生労働省から通知があり、その後、制度の詳細が示されたため、今回追加議案としてご提案することとなったものです。

1 補正予算概要

【歳出】 交付金 136,680 千円

【歳入】 国庫補助金 136,680 千円

・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金交付事業費補助金(国庫10/10)

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の概要

(1)支給対象

・総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯及び総合支援資金の再貸付を不承認とされた世帯で、以下のⅠ～Ⅲを全て満たすかた

Ⅰ. 収入要件:収入が①と②の合算額を超えないこと(月額)

①市町村民税均等割非課税額の1/12

②生活保護の住宅扶助基準額

Ⅱ. 資産要件:預貯金が①市町村民税均等割非課税額の1/12の6倍以下(ただし100万円以下)であること

Ⅲ. 求職等要件:ハローワークでの相談や応募・面接等、または生活保護の申請を行うこと

※生活保護世帯は除く

(2)支給額(月額)

・単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円

(3)支給期間

・7月以降の申請月から3ヶ月(申請受付は8月末)

(4)支給方法

・申請に基づき、支給決定後、指定された振込口座に自立支援金を振込

【参考】

◇給付見込み

対象者 556 世帯(単身世帯:183 件 2人世帯:136 件 3人以上世帯:237 件)

見込額 183 件×6万円×3ヶ月=32,940 千円

136 件×8万円×3ヶ月=32,640 千円

237 件×10万円×3ヶ月=71,100 千円 合計 136,680 千円

議会説明資料 第74号議案

低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金（ふたり親等世帯分）の支給について

子ども未来創造局 子育て支援室

- ◆ 国の全額負担により、低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親等世帯分）」を支給します。
- ◆ 給付金の対象者は0歳から18歳（特別児童扶養手当の対象児童については20歳まで）の子どもを養育するかたのうち市民税非課税世帯及び家計急変で同等の経済状況にあるかたです。ただし、今年度実施のひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金の対象者は対象外となります。
- ◆ 支給日は、申請不要のかたについては7月下旬に支給します。申請が必要なかたは申請受付後、随時、速やかに、審査し、支給していきます。
- ◆ 今般、令和3年5月28日付けで厚生労働省から通知があり、その後、制度の詳細が示されたため、今回追加議案としてご提案することとなったものです。

1 補正予算概要

【歳出】 131,627 千円

・委託料等 13,777 千円

・交付金 117,850 千円（対象児童数 2,357 人 国の試算）

【歳入】 131,627 千円

・子育て世帯生活支援特別給付金交付事業費補助金（国庫 10/10）

2 子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親等世帯分）について

(1)支給対象者 対象者は0歳から18歳（特別児童扶養手当の対象児童については20歳まで）の子どもを養育するかたのうち、次の「所得要件」のいずれかに該当するかた。ただし、ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金の受給対象者は対象外。

所得要件 次の①または②の要件のいずれかに該当するかた。

①主たる生計維持者で令和3年度分の市民税均等割が非課税であるかた

②新型コロナウイルスの影響で令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税であるかたと同等の経済状況にあると認められる主たる生計維持者のかた

(2) 申請方法

＜申請不要のかた＞

次のア～ウのいずれかに該当するかたは申請不要。

(ア)令和3年4月分児童手当の受給者(箕面市から支給のあったかた)

(イ)令和3年4月分特別児童扶養手当の受給者

(ウ)令和3年5月分から令和4年3月分までの児童手当(箕面市から支給のかた)または特別児童扶養手当の新規受給及び増額受給(第二子以降)の認定を受けたかた

＜申請が必要なかた＞

次のエ～カのかたは申請が必要。

(エ)上記アからウ以外の15歳から18歳(年度末まで)の児童の養育者のうち、所得要件に該当するかた

(注)「15歳から18歳(年度末まで)」とは平成15年4月2日から平成18年4月1日まで生まれの児童。

(オ)アからウの受給者のうち、所得要件②「家計急変」に該当するかた

(カ)令和3年4月分から令和4年3月分までの児童手当受給者で公務員のかたのうち、所得要件①「令和3度分の市民税非課税」に該当するかた

(3) 支給額: 児童一人当たり一律5万円

(4) 支給日: ア及びイのうち、令和3年1月1日時点で本市にお住まいのかたは、7月下旬に支給し、令和3年1月2日以降に本市にお住まいのかた、ウからカのかたは、必要な手続き完了後、随時、速やかに支給します。

3 今後のスケジュールについて

(1)6月24日頃 市HPで周知

(2)7月号広報紙にて周知

(3)①7月上旬 個別通知を発送(申請不要と支給日の案内、辞退の意思確認)

7月下旬 支給(各手当の登録口座に振り込み)

対象:2の(2)＜申請不要のかた＞の(ア)(イ)のうち、令和3年1月1日時点で本市にお住まいの非課税のかた(令和3年1月2日以降に本市にお住まいの非課税のかたは審査後、随時、個別通知を発送)

②①以外のかたは、随時、個別通知を発送(支給日等について案内)

対象:2の(2)(ウ)から(カ)のかた

(4)申請期限は、令和4年2月28日まで

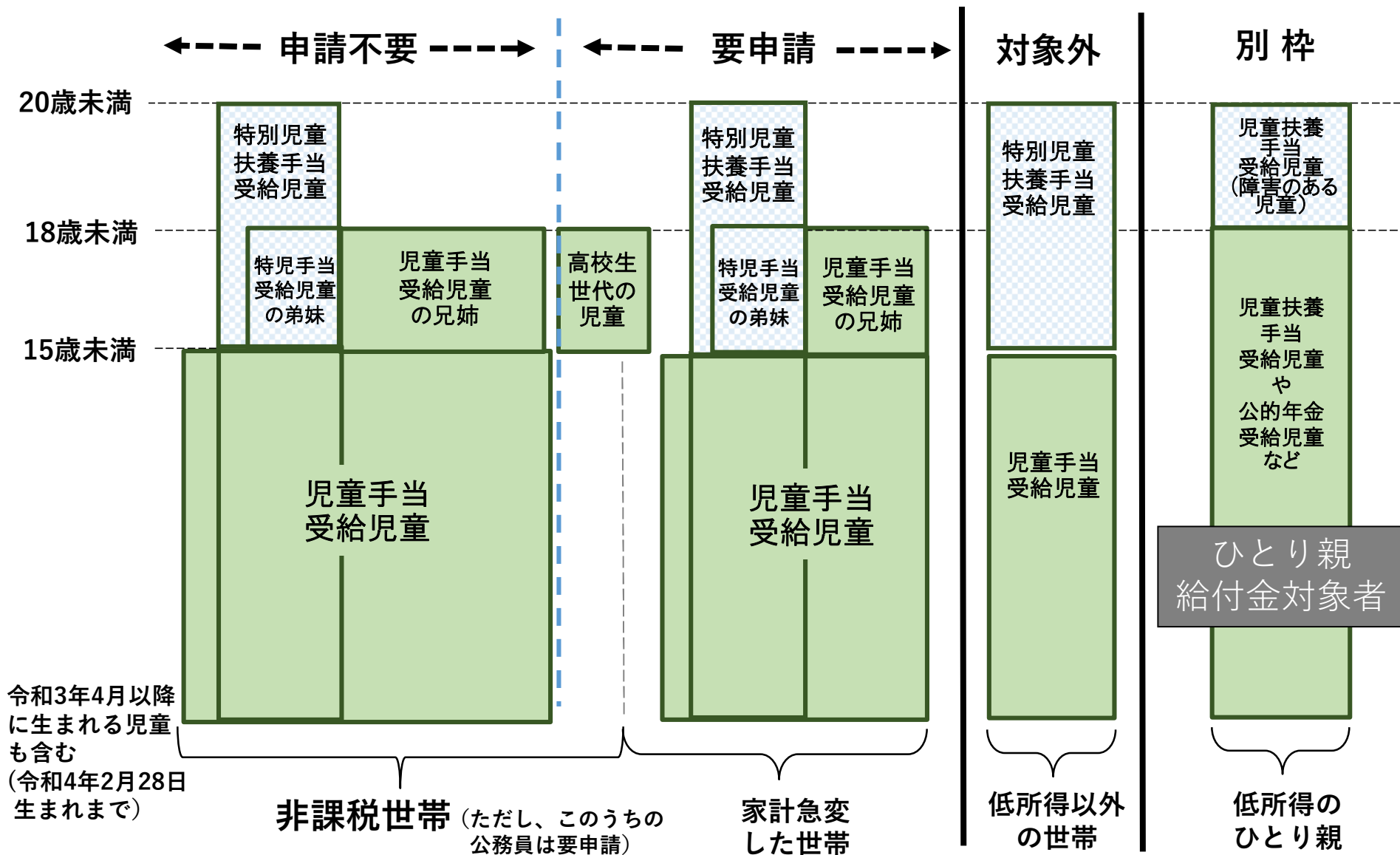
4 その他

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)申請期限も、令和4年2月28日まで

対象者:児童扶養手当受給中のかた、公的年金等受給で児童扶養手当の要件を満たしているかた、家計急変のかた(所得超過等で児童扶養手当は支給されていないが、児童扶養手当受給世帯と同様の水準のかた)

子育て世帯生活支援特別給付金(ふたり親等世帯分)対象児童

【参考資料】



世帯の所得状況